

開発誘導課における郵送対応について

大阪市 計画調整局

開発調整部 開発誘導課

開発誘導課において、下記の各種申請等について、郵送での受付を行っています。ただし、案件によっては一部郵送対応ができないものもあり、来庁をお願いすることもありますので、ご了承ください。

以下の内容をよくお読みいただき、**事前に、各担当あてご相談**いただきますようお願いいたします。

■ 1 郵送対応とする各申請等について

1	開発許可申請書（都市計画法第 29 条）※ 1	開発許可担当
2	開発許可要否判定願出書	06-6208-9285
3	大規模建築物の建設計画にかかる事前協議	06-6208-9287
4	準大規模建築物の届出	
5	緑化指導指針による届出	
6	土地区画整理法第 76 条許可	
7	開発登録簿の写しの交付 ※ 1	計画指導担当
8	住宅附置誘導制度による協議	06-6208-7897
9	特別特定建築物設置工事事前協議	福祉・ワンルーム担当
10	ワンルーム形式集合建築物事前協議	06-6208-9303
11	自転車駐車場設置届出書（共同住宅用）	06-6208-9319
12	大阪府福祉のまちづくり条例第 29 条の規定による認定申請書	
13	バリアフリー法第 17 条認定の申請書	

※ 1 手数料の納付については各担当あて確認ください。

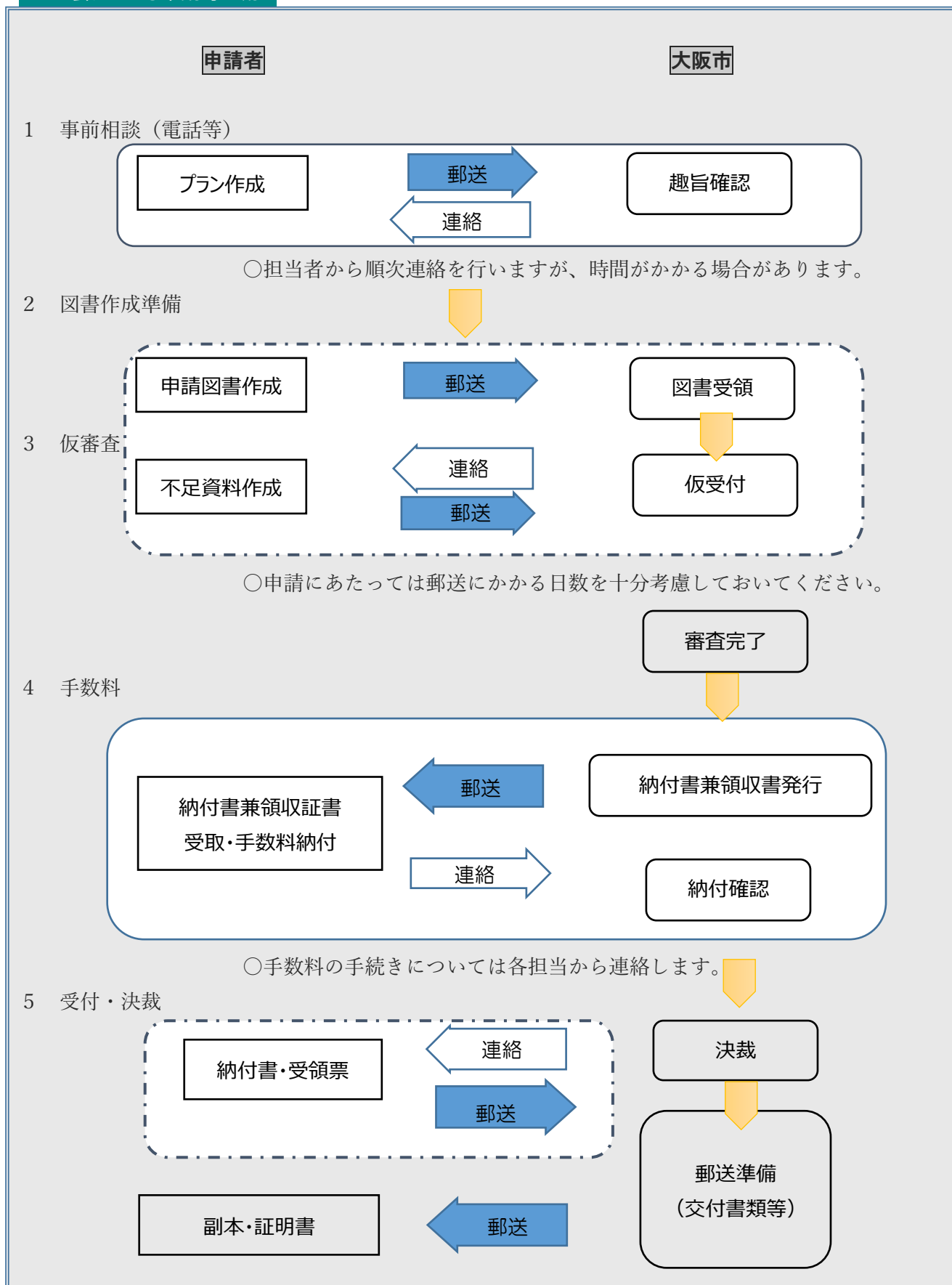
■ 2 注意事項

- 郵送にあたっては電話番号・メールアドレス等 連絡先を明記ください。
- 申請等にあたって必要となる郵送費用は全て申請者・届出者の負担となります。
※申請による不備があり、本市から送り返す場合も申請者・届出者の負担とします。ご注意ください。
- 副本の返却が必要なもの、証明書等を発行する申請等については、返信用封筒等をあらかじめ準備いただき、郵送時に同封してください。
- 返信用封筒等については以下の要件を満たすものとしてください
[①副本（A4）や納入通知書が折らずに入るサイズ（レターパック可）②返信先の住所・会社名・担当者の記入
③配達記録等にかかる費用分の切手貼付 ④信書が送ることができるもの]
- 郵送事故に関して、本市は責任を負いません。
※郵送時は配達記録等が残るものとしてください。
- 郵送に時間を要することとなりますので、時間的に余裕をもって申請書等を行ってください。

郵送先：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市 計画調整局 開発調整部 開発誘導課（上記各担当） 宛

■ 3 郵送による申請等の流れ



※ 2 上記は基本的な流れになりますが、詳しくは各担当あて問い合わせください。